

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会
(平成 29 年度 第 2 回) 議事録

1 日時

平成 29 年 10 月 4 日 (水) 16 時 00 分～17 時 30 分

2 場所

天神ビル 11 階 10 号会議室

3 出席者

別紙のとおり

4 議事

(1) 開会

(2) 議事

第 7 期福岡市介護保険事業計画の策定について

(3) 閉会

5 議事録

(1) 開会

【事務局】<会議成立の報告><会議資料の確認>

(2) 議事

第 7 期福岡市介護保険事業計画の策定について

【事務局】<資料 1、資料 2 説明>

【会長】

ありがとうございました。

ただいま説明した内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、挙手でお願いしたいと思います。何かございませんか。

それでは、質問がないようですので、引き続き第 7 期福岡市介護保険事業計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】<資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3 説明>

【会長】

詳細な説明をありがとうございました。

ただいま説明がありました内容について、ご意見、ご質問等がありましたら挙手でお願いしたいと思います。質問はございませんか。どうぞ。

【委員】

社会福祉協議会は、地域の皆さんが高齢者、障がい者、子どもたちの支援をなさるの

をお手伝いするという立場の団体でございますが、ご説明があった13ページの「(13)多様な主体による多様なサービスの充実」というところについて、お願いがございます。本編素案では45ページになります。

45ページについて「現状と課題」とございますが、ここに「多様な主体による多様なサービスの充実」の現状と課題が書いてございます。ただ、今地域におきましては、自治協議会ですとか、校区の社会福祉協議会、それから民生・児童委員さん方によるさまざまな取り組みが進んでおりまして、現にもう校区単位でいろいろな生活支援を行う取り組みが進んでいるところがございます。また企業さんによる生活支援、ボランティアのようなものも幾つか取り組みがなされております。既にそういう取り組みが地域主体で進んでいるということにも現状として触れていただけたらと考えております。

それから、「施策の方向性と展開」の部分でございますけれども、ここに書いておりますように、利用者負担の軽減と介護保険の費用の効率化に資する、これは実際そういう部分もございましょうが、住民の方々のさらなる助け合い、福祉のまちづくりを進めていくためには、そこを強調するよりも、高齢者、特に単身高齢者がどんどん増加する中で、生活支援の必要性が増加していること、また、住民というのは高齢者の方の参加が多いわけなんですけれども、そういった活動をすることで、そのこと自体、社会参加をすることで生きがいや介護予防にもつながるという面があること、そして、何よりもそういった活動を推し進めるために、新しい介護保険の中で制度的な位置づけをすることで、住民主体の生活支援、企業のボランティア活動が進んでいくというような、そういうニュアンスで施策の方向性と展開を書いていただけると、より地域福祉の取り組みが進むんじゃないかなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】

事務局、よろしいでしょうか。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。これから計画の内容はしっかりと固めていきたいと思っておりますので、ご意見等を踏まえまして整理をさせていただきたいと考えてございます。なお、社会福祉協議会等による生活支援の取組み等については、別ページになりますが、32ページの「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」に記載しております。

【会長】

それでは、ほかに何か質問ありませんか。どうぞ。

【委員】

介護医療院のことですが、療養病床は廃止という新聞で見ていたのがまた6年間延長されて、全く同じ対応で介護医療院ができるというその経緯と、「日常的な医学管理やみとり、ターミナルなどの機能と、生活施設としての機能等を兼ね備えた」となっているのは、今ターミナルとか特養とかデイサービスでもされていますよね。そういうところでされているのと、別に介護医療院をつくるのは、どういう特徴があるのかなという

ところをお願いします。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

私が答えていいかわからないんですが、たまたま私、あり方検討会の社保審の委員をしていたものですから。この介護医療院というのは、要するに介護保険では施設が三つあるんですね。表現は昔の表現をしますけど、特養と老健と療養型ですね。特養と老健はご存じだと思うんですけども、この療養型というのがなくなり、これをどうするかということを議論されました。この療養型が実際今後もう介護保険施設として介護医療院という形で変わると認識していただいていいかなと。

複雑になるんですけども、療養型は二つあるんですね。介護保険の療養型と医療の療養型と、これを今後どうするかという議論がありまして、この介護医療院というのが新しくできましたよと認識していただいていいかなと。介護保険の施設です。という形でよろしいですか。

【事務局】

ありがとうございます。細かい点につきましては社会保障審議会の介護給付費分科会で詰められるということでございますので、これから国でも細かい審議をされるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

【委員】

しつこいようですけども、お聞きしたかったのは、最初廃止しようとしていたのに、いろいろな、費用の面だと思うんですが、またつくるといのはどうなのかなとちょっと感じたのと、そして先ほど言いましたように、差ですね、特養とか何かでターミナルまでしているのに特別にまたつくらないとだめというところの重要性がぴんとこなかったもので、それをお聞きしたかっただけです。

【事務局】

私の理解も不十分かもしれませんが、委員と事務局から申しあげましたとおり、詳細については今からです。もともと療養型としてあっているのが医療と介護両面ありまして、さほど受ける側からすれば大きな違いは実はなかった面もあるんでしょうけれども、介護のほうは基本的には医療側にくつつくようなイメージでどうも動いていたようなんですが、ただ一方で、やっぱり医療をしっかりやっていく施設で、かつ住まいの機能を持ったものも要るんじゃないかと。

要は、特養が住まいの機能はしているんですが、医療もある程度対応できるとはいえ、そこまで医療に専門的にできているわけではないと。これから先、やっぱり長く住まわられている方に対する医療のニーズというのはどんどんふえていくだろうと。そうしたところを踏まえまして、医療面をしっかり持って、かつ住まいの機能を持った施設ということで、新たな類型として介護医療院という類型がつくられるように決まったと理解しています。

ですので、特養でももちろん今看取りなんかも積極的に取り組んでいただいている施設がたくさんあるんですけども、そちらはもちろんそちらとしてやっていただくんですが、今例えば特養で医療的なケアがやっぱりかなり専門的になって対応できないということで、最後はやはり病院に行かれるような方も、介護医療院であれば最後まで面倒が見られるだろうし、逆に療養的にずっと病院におられる方も、ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、いわゆる病室で生活臭のない生活をずっとするのではなく、ある程度住まいとしての機能を持ったところで最後まで暮らせるような、そんな施設をつくりたいと、そういうことだと私は理解しています。

最初に申しあげましたように、詳細については今から決まってまいりますので、細かい仕様については今からですし、今も療養型病床につきましては、そのまま転換されるということに多分なると思いますので、すぐに今言ったような新しい形態の施設がたくさんできるということではないとも思っております。以上です。

【会長】

よろしいですか。ほかに何かございませんか。

【副会長】

先ほどご説明いただいた中で、素案の概要で12ページ、こちらのほうが42ページなんですけど、高齢者虐待防止がうたわれてあります。これは、42ページを拝見しますと、現状と課題の中で、いろいろと十分対応されているとは思いますが、こちらはどうも重心というかウエートが在宅の場合の家族等の虐待のほうにウエートが置かれているような気がするんです。

その下を見ましても、もちろん介護サービス事業者に対しても啓発等を行っているということなんですけど、たしか昨日の新聞でしたでしょうか、厚労省の調査では、全部ではありません。ごく一部なんだろうと思うんですが、介護サービス事業者のごく一部で何らかの形でいろいろ虐待があるんだと。厚労省の調査でたしか3割ぐらいの目撃者がいるというようなことも出ていたような気がするんです。

そこで、もう福岡市も十分だろうと思うんですが、なおそちらのほうの虐待防止に関する啓発、監督指導及び担当職員の方々の指導の向上というものにも力を注いでいただければと。念のためにそういうところにも追加をしていただければと、そんな気がいたします。意見です。

【会長】

事務局、よろしいですか。

【事務局】

今ご指摘の点はまさにおっしゃるとおりでございますが、発生件数といいますか、そういうベースでいきますと、在宅のほうは圧倒的に多くて、ごくごく一部が施設職員によるもの、介護従事者によるものというふうに統計上はそういう数字がございますので、ちょっと取り組みとして今現状ではこのような書き方をさせていただいております。

もちろん福岡市におきましても、各施設の内部での研修については必ず虐待防止、権利擁護、尊厳の保持という課程を必ずやりなさいという指導もしていますし、それについては事業所指導の中で確認をさせていただいています。それから、事業者向けの研修メニューとしてもそういった部分については、常々数多く準備をして、できるだけ受けなさいということもやっております。

あと一方で、ちょっと間接的にはなるかもしれませんが、やはりストレスチェックであったりとか、アンガーマネジメントみたいな意味合いのそういったところの介護従事者のための研修メニューというのは十分にご用意させていただいて、いろいろそういったことで取り組みをやっておりますので、その辺は少し記述するようにさせていただきたいと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。ほかに何か。

【委員】

すみません、素案の3-1は46ページですね。そして3-2は14ページなんですけれども、46ページの(14)ですね。「介護給付適正化に向けた取り組みの推進」という形で②ケアプランの点検。このケアプランの点検ですけれども、本来であればケアプランの点検と実地指導というのは別物だと私考えているんですが、いつもここは何か意見言わせていただいているんですけれども、ここは、ばらしたほうが僕はいいんじゃないかなと思って。実地指導とケアプランの点検はいつもくっついちゃっているような気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。

それと、このケアプラン点検等に関しましては、今、介護保険部会の中でも福岡県の取り組みが示されていますし、そして今、私どももケアプラン点検アドバイザーという形で市町村の支援を行ったりとか、ケアプランに関しまして各市町村からの依頼を受けてチェック等も今協会自体がやっておりますので、その辺は十二分ご協力できる部分はあると思いますので、ぜひここは記述していただいたらうれしいなと思います。

【会長】

事務局お願いします。

【事務局】

まさにご指摘のとおりでして、いわゆるケアプランチェックという言葉自体が若干意味合い的に曖昧なところもございまして、今大きな方向性としては、やはり自立支援なり介護予防なり、要は状態の改善に向けたケアプランになっているかどうかというチェック力をしっかり高めていまいしょうという方向に全国的になっている傾向でございまして、これから先、その方向に向けた取り組みは強化していかなければならないという意味でのケアプランチェックをしていかなければならないということで、委員のご指摘は理解しているんですが、現状だけ申し上げますと、やはり給付として適正にやっているかとか、例えば事業所の中で極端に限度額いっぱいの人が多くなっているようなプランばかりになっていないかとか、そういった意味での給付管理という観点でのケアプラン

ランのチェックは、事業所指導に行った際に事業所の経営、運営をチェックしていくのとあわせて幾つか抜き出しをしてケアプランが適正にできているかと、そういった給付管理という意味で適正にできているかという意味でのケアプランチェックをやっておりますものですから、今ちょっとそれがごっちゃになった書きぶりで、今後の取り組みについても同じような流れで、すみません、書かせていただいておりますので、今のご指摘とまたあわせて、踏まえまして、少し書きぶりについては工夫をさせていただきたいと思います。

【会長】

よろしいですか。よろしく申し上げます。ほかに何か質問。どうぞ。

【委員】

ありがとうございます。単純に事実関係の確認ですけれども、こちらの概要の 16 ページの一覧表の中、サービスの見込み量で下の一覧表に予防給付の一覧表がありますが、この在宅の分の項目とそれから第 6 期の実績のところですね。これは本編の分厚いほうの素案で言いますと 17 ページに第 6 期の実績ということで一覧表形式で記載がありますけれども、ここの在宅の項目と、一部、第 7 期計画の項目が合致しない部分があるように思いまして、例えばこちらの素案の本編の 17 ページの一番上の介護予防訪問介護ですとか、それから 6 番目の介護予防通所介護というのがこの概要の第 7 期の在宅のところの項目には含まれていないようなんですけれども、これは何か理由があって含まれていないということなんでしょうか。

【会長】

事務局お願いします。

【事務局】

平成 27 年の法改正の中で、新しい総合事業が出てまいりまして、介護予防の訪問介護等は平成 29 年度から地域支援事業に移るということで、今回項目が変更になってございます。以上でございます。

【会長】

よろしいでしょうか。他に何か質問ございますか。どうぞ。

【委員】

7 ページのところと、それから本文では多分 32 ページだと思うんですけれども、非常に画期的だなというふうな名称が出てきておりますけれども、生活支援コーディネーターですね、地域支え合い推進員というところで、平成 30 年度から全市で展開すると書いてありますけれども、具体的にコーディネーターの方というのが個人なのかですね、コーディネーターというか推進員ですから人だと思うんですけれども、その人の役割というのが組織をバックアップするためなのか、あるいは個別対応で人と人との関係でやっていくような意味合いなのか、そういうところがちょっと私も勉強不足で理解していないんですけれども、役割とそれから 28 年度に実際に稼働されていると思いますのでその実態と、それから 30 年度に派生していったときの普及効果というか、そういうも

のの目安、予測というのをご説明いただければと思うんですけれどもいかがでしょうか。

【会長】

事務局、よろしいでしょうか。

【事務局】

今のご質問の件ですけれども、生活支援コーディネーターにつきましては、概要ではなく本編のほうで 32 ページに書いてございますけれども、現状と課題の中段にございます。いわゆる生活支援・介護予防サービスの提供の体制というのは充実していかなければいけないということでございまして、それを構築するために 28 年度から生活支援コーディネーターをモデル的に配置する事業を行っております。その中で 30 年度からの全市展開に向けて検討を進めておりますということがまずございます。

中身的には、施策の方向性と展開にも書いてございますけれども、高齢者が住みなれた地域で生活できるように、在宅生活の支え手の裾野を広げるために、いわゆる生活支援・介護予防サービスの開発とか、実際の担い手となる方の養成、あるいは地域住民や介護事業所等の関係者間のネットワークの構築などなど、いろいろあると思いますけれども、多様な主体をつなぐことによって支援していく。いわゆる、もう本当の意味でコーディネートをするということでございますので、委員が今おっしゃっているところでいいますと、個人という形になります。

動き方としては個人という形で動くことになりますけれども、実際にはその方がいろいろな主体、個人はなかなかないかもしれませんが、NPO だったり、地域の皆さんであったりとか、あるいは介護事業所とのネットワークとかいう形もあるかと思っておりますけれども、そういったところのつなぎをしながら、最終的には生活支援・介護予防サービスの充実につなげていくということが目標という形になります。

28、29 年度とモデル事業をやっております、今はいわゆる日常生活圏域に 4 圏域モデル的に配置させていただいております。2 圏域が社会福祉協議会にお願いしております。2 圏域は地域包括支援センターの受託法人にお願いさせていただいております。30 年 4 月からの正式配置に向けて、いわゆる役割と言われてはいますが、そういったところの部分を含めて検討させていただいているところでございます。

30 年度以降、全市展開ということを考えておりますが、どういった形で展開するかも含めまして、今検討しているところでございまして、評価の検証というところにつきましては、今後の課題かと考えております。以上でございます。

【会長】

よろしいですか。ほかに何か質問ございますか。

特になければ、引き続き第 7 期の福岡市介護保険事業計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 <資料 4 説明>

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明の内容について、ご意見、ご質問等ありま

したら挙手でよろしくお願ひしたいと思ひます。特にございませんか。

それでは、最後に本日の議事全体について何か質問されたい方はおられませんか。特にないでせうか。

それでは、本日の議事については全て終了とし、事務局にマイクをお返ししたいと思ひます。どうもありがとうございました。

(3) 閉会

【別紙】出席者一覧表

1 高齢者保健福祉専門分科会委員（※五十音順）

氏 名	役職・専門分野等
阿部 正剛	福岡市議会第2委員会委員
池田 良子	福岡市議会第2委員会委員
石田 重森	福岡大学名誉学長
伊藤 豪	福岡大学商学部准教授
浦部 英雄	福岡県中小企業団体中央会事務局次長
小田原 睦子	福岡市民生委員児童委員協議会常任理事
加藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会代表
熊谷 秋三	九州大学基幹教育院教授
黒岩 悦子	公益社団法人 福岡県看護協会常任理事
古賀 康彦	福岡市介護保険事業者協議会会長
柴口 里則	公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会会長
高田 仁	九州大学大学院経済学研究院教授
橋爪 誠	九州大学大学院医学研究院 先端医療医学講座災害救急医学分野主幹教授
浜崎 太郎	福岡市議会第2委員会委員
平田 泰彦	一般社団法人 福岡市医師会副会長
村上 幸子	第1号被保険者
百枝 孝泰	公益社団法人 福岡県社会福祉士会副会長
吉村 展子	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会常務理事

2 福岡市出席者（※組織順）

氏 名	所 属
永渕 英洋	福岡市保健福祉局長
野中 耕太	福岡市保健福祉局理事
中村 卓也	福岡市保健福祉局政策推進部長
木本 昌宏	福岡市保健福祉局政策推進部政策推進課長
大島 晶子	福岡市保健福祉局健康医療部長
佐伯 俊資	福岡市保健福祉局健康医療部地域医療課長
入澤 由三子	福岡市保健福祉局健康医療部健康増進課長
高木 三郎	福岡市保健福祉局高齢社会部長
田久保 義隆	福岡市保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課長
中藪 泰浩	福岡市保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課長
大久保 治郎	福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長
和佐 優	福岡市保健福祉局高齢社会部介護福祉課長
西村 崇	福岡市保健福祉局高齢社会部福祉・介護予防課長